

名桜大学大学院国際文化研究科規程

(平成13年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（以下「学則」という。）第4条第2項に基づき、国際文化研究科に関し必要な事項を定める。

(専攻)

第2条 国際文化研究科（以下「研究科」という。）に次の専攻及び教育研究領域を置く。

専攻	教育研究領域	
国際文化システム	言語文化	社会制度政策
	経営情報	観光環境
	人間健康科学	

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(指導教員)

第4条 学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、指導教員を置く。

- 2 指導教員は、研究指導を行う専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、名桜大学大学院国際文化研究科委員会（以下「委員会」という。）の認めた専任の准教授をもって充てることができる。
- 3 指導教員は、学生の研究を指導し併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。
- 4 学生は、入学後所定の期日までに指導教員及び研究題目を定め、研究科長に届け出なければならない。（別紙 様式1）
- 5 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、委員会の議を経て変更を認めることができる。（別紙 様式2）

(教育方法の特例)

第5条 研究科における授業及び研究指導は、委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(履修方法)

第6条 学生は、入学した年度の最初の登録時に、学習する教育研究領域（以下「領域」という。）を選択しなければならない。

- 2 履修に当たっては、第3条別表1により専攻共通科目、領域の選択科目及び他の領域の科目から合計30単位以上履修しなければならない。

(科目履修手続)

第7条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科長に届けなければならない。

- 2 各領域の演習科目は、1年次又は2年次の学期始めに登録するものとする。
- 3 1年次における履修単位は、26単位以上を目標とする。

4 休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行うものとする。

5 学生は、指導教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第8条 学長は、指導教員が必要と認めたときは、学則第35条に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、10単位を超えない範囲で第6条第2項の領域の履修指定科目以外の選択科目及び他の領域の科目の履修とみなして修了に必要な単位として取り扱う。

(単位の認定)

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。

2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

3 追試験の時期は別に定める。

4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

(成績の評価)

第10条 試験又は研究報告書の成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

(修士論文の提出)

第11条 修士論文に関する日程は、次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が論文題目及びその概要並びに論文を研究科長に提出する場合は、指導教員の承認を得るものとする。

事 項	時 期
論文題目の提出	1年次後学期第8週目
論文概要	1年次後学期終了時
論文中間発表	2年次前学期終了時 7月
論文提出	3月修了予定者にあつては12月 9月修了予定者にあつては6月

2 論文審査及び最終試験は、修了に必要な科目をすべて修得した者、又は修得見込みの者について行う。

3 学則第40条第1項ただし書による在学期間の特例並びに同条第2項による特定の課題についての研究成果の審査による場合は、第1項の規定によらないことができる。

(修了要件)

第12条 研究科の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科所定の科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(教職課程)

第13条 教育職員免許取得希望者のため、教職課程を置く。

2 本研究科において取得できる免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許科目
国際文化研究科	国際文化システム専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語・商業

3 免許状の取得には、次の二つの条件を充たさなければならない。

(1) 修士の学位を有すること。又は大学院に在学し、30単位以上を修得すること。

(2) 英語(中学・高校)又は、商業(高校)の一種免許状を取得済であること。

4 修得すべき科目、単位等は、別表2のとおりとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則(平成16年7月30日)

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月21日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月17日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式 1

研究指導教員届

平成 年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長 殿

国際文化研究科 国際文化システム専攻
学生番号
氏 名 印

研究指導教員を下記のとおりお届けします。

記

研 究 題 目	
指 導 教 員	印

注 指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長に届けなければならない。

